

寄 稿

# 会計検査院の検査報告における情報技術（IT） 関連の指摘案件の主な傾向

# 会計検査院の検査報告における情報技術（IT）関連の指摘案件の主な傾向

若林 光次 会計検査院 事務総長官房 技術参事官

## はじめに

情報技術（IT）の進展に伴い、今ではあらゆる領域でITが利活用されています。ITは、経済成長をもたらす鍵として、また、我が国が直面する社会的課題の解決につながるものとして期待され、ITの利活用をより一層加速させる様々な施策が実施されています。政府のIT投資に関しても、行政サービスの向上とともに、効率的な行政運営と徹底したコスト削減を図る取組が進められています。しかし、一方でITの分野は、専門的な知識が必要とされたり、対象が目に見えなかったりして、誰にでも分かりやすいものとはなっていないことに加え、ITの導入に係るコストの妥当性を判断することが難しいことなどもあって、会計検査院による毎年度の検査報告においても、様々なIT関連の案件が指摘されています。

そこで、平成19年度から26年度までの8年間の検査報告の中からITが関連した報告案件を抽出し、その検査の結果や発生原因を整理してみました。そもそも多種多様な検査報告案件の中で、どの案件がIT関連に該当するのかということを確認には判別できないことから、必ずしも全てのIT関連の案件を網羅できているというわけではなく、また、複数の要因が絡み合っている案件もあるため、かなり主観的な整理にはなりますが、およその傾向をつかむことはできるかと思えます。

なお、本稿の記述のうち、検査報告や引用文献に記述されていない部分については、あくまでも個人の私見に基づくものであり、会計検査院の公式的な見解を示すものではないことをお断りしておきます。

## 1 IT関連の検査報告案件の過去8年間の傾向

19年度から26年度までの過去8年間の検査報告の中からIT関連と思われる案件を抽出し、その主な指摘

の内容を類型化してみると、「システムの利活用不足」となっていた事例が最も多く、全体の36%を占めていることがわかります。次いで、「交付金等の過大交付」となっていた事例、及び「システムの導入・維持・更新に問題」があった事例がそれぞれ17%と多くなっています。さらに、「人件費の積算過大」となっていた事例が11%、「不適切な経理」となっていた事例が10%と続き、残りの9%は、「最適化効果等が未発現」の事例、「調達関連」が適切でなかった事例、「プロジェクト管理に問題」があった事例、「セキュリティ対策が不適切」となっていた事例となっています。

これらを会計検査院の検査の観点である正確性、合規性、経済性、効率性、有効性に基づいて整理し直すと図表1のようになり、主に有効性・効率性の観点からの指摘が42%と最も多く、次いで主に経済性の観点からの指摘が30%、主に合規性・正確性の観点からの指摘が28%となっています。

なお、前述したように、必ずしも全てのIT関連の指摘案件を網羅できているというわけではなく、また、主観的な整理となっているため、あくまでもおよその傾向をつかむためのものであることにご留意ください。

それでは、主な指摘について、類型別にその概要を見ていきたいと思います。

## 2 主に有効性・効率性の観点からの指摘

### (1) システムの利活用不足

IT関連の報告案件の中で最も多いのは、「システムの利活用不足」を指摘した事例です。その中には、①組織内でのシステムの利用が低調となっていたもの、②交付金等で導入した設備の利用が低調となっていたものなどがあります。

①組織内でのシステムの利用が低調となっていたもの

組織内でのシステムの利用が低調となっていたものの事例について、更にその発生原因を見ていくと、「利用指示や現場の理解に問題」があったようなケースが多く見られます。

例えば、国立大学病院管理会計システム（HOMAS）の利用についての事例（平成25年度決算検査報告907ページ）では、平成16年4月の国立大学法人化に向けてHOMASの開発が行われ、41国立大学法人で導入されたものの、利用の準備を進めていた24国立大学法人のうち、11国立大学法人では利用開始に至っておらず、13国立大学法人では一定期間利用後に利用を停止して、25年度末現在においても全く利用していない状況となっていました。そして、その発生原因は、次のように、HOMASを利用する上での体制上の問題点に対して十分な対策が講じられていないことなどとされています。

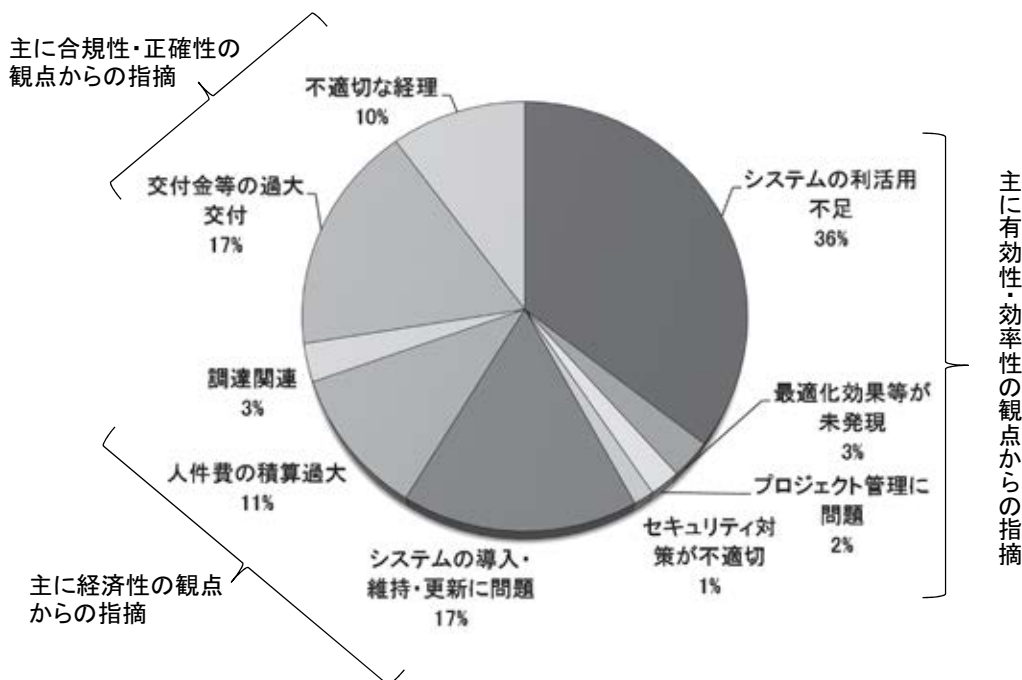
ア HOMASによる部門別原価計算等を実施する必要性や重要性についての認識を附属病院の組織全体で十分に共有できておらず、HOMASの利用方針等についての検討を十分に行っていないこと

イ 各システムからのデータの取り込みに係る各部門との連携体制やHOMASに係る業務の引継体制等の整備について、業務の効率性や継続性の確保を図る点からの検討を十分に行っていないこと  
ウ 各部門への費用の配賦基準等の設定の仕方及び内容について附属病院の各関係者の理解を得るよう調整を図ることの検討を十分に行っていないこと

同様に、道路管理データベースシステム（道路管理DBS）の事例（平成25年度決算検査報告610ページ）では、必要なデータが多数登録されていない事態が生じていました。

国土交通省は、国が維持、修繕及び災害復旧その他の管理を行う一般国道の橋りょう、トンネル等の施設（これらの施設を「道路施設」）に関する情報の一元化及び共有化を図るとともに、道路管理の効率化及び高度化を図ることにより、災害時等において迅速かつ的確な対応ができるように道路管理DBSを地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局のほか、地方整備局管内の国道事務所、河川国道事務所、技術事務所、北海道開発局管内の開発建設部及び沖縄総合事務局管内

図表1 検査報告における過去8年間のIT関連の指摘の類型別案件割合



(注) 平成19年度から26年度までの8年間の検査報告の中で、ITが関連した報告案件のみを抽出（約140件）し、その主な指摘の内容を類型化したもの

の国道事務所等（これらを「国道事務所等」）に導入しています。そして、同省は、道路管理DBSに、新設、改良等を行った道路施設の名称、所在地等の文字データや延長等の数値データからなる諸元、図面等の道路施設基本データ（基本データ）を登録するなどして活用することとしています。

しかし、災害時等において迅速かつ的確な対応を行うために重要となる道路管理DBSの機能を活用するのに必要な供用中の道路施設に係る基本データが多数登録されておらず、その状態が計画的に解消されていない事態が見受けられました。

そして、このような事態が生じているのは、次のように、最新の情報が登録されていることが重要であることについての理解が十分でないこと、データが登録されていない状態を計画的に解消することについての指導が十分でないことなどによっているとされています。

ア 28国道事務所等において、道路管理DBSの機能を活用して災害時等において迅速かつ的確な対応を行うためには最新の道路施設の情報が登録されていることが重要であることについて、理解が十分でないこと

イ 同省において、基本データが登録されていない状態を計画的に解消することについての28国道事務所等に対する指導が十分でないこと

このように、新たにシステムの構築や設備の導入を行っても、必要性や重要性についての認識の共有、連携体制等の整備、関係者の理解を得るための調整、利用を促すための指示・指導などが不十分なために、その利用が低調となっていた事例は過去にいくつも見られます。利用されなければ業務の効率化やサービスの向上につながらず、「ムダ」となってしまいますので、このような事態にならないよう、システムや設備の導入後の利活用のあり方については十分に検討しておくことが重要です。

上記のように「利用指示や現場の理解に問題」があっ

たようなケース以外にも、構築した「システムに問題」があって利用が低調となっているケースが見られません。

例えば、開発した財務会計システムが未利用となっていた事例（平成24年度決算検査報告709ページ）では、新たな財務会計システムの開発に当たり、システム部門と業務部門との連携がないまま開発を行っていたため、システムは完成したものの、業務に必要な機能、性能等が備えられておらず、業務に使用できないものとなっていました。さらにシステムの改修や調査等が行われたものの、改善には至らず、システムは業務に使用できるものとはならなかったため、全く利用されていなかったと指摘しています。

また、レセプト情報・特定健診等情報データベースシステム（NDBシステム）における収集・保存データの不突合の事例（平成26年度決算検査報告282ページ）では、収集したデータを有効に活用することができない事態が生じていました。

NDBシステムは、全ての特定健診等データ<sup>1</sup>及びレセプトデータ<sup>2</sup>を収集・保存し、両データの突合・分析等を行うことにより、特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果等について分析を行うことなどを目的として構築され、運用が開始されました。しかし、被保険者の個人情報を入力形式等（漢字・カナ・英数等の別、全角・半角文字の別、数字等の入力方法等）が特定健診等データとレセプトデータで異なるものとなっていたり、電算処理システムにおける置換処理が特定健診等データに関する電算処理システムとレセプトデータに関する電算処理システムとで異なるものとなっていたりしていることなどから（例えば、「被保険者証等記号」は、特定健診等データでは全て半角文字に置き換えられるが、レセプトデータでは全角文字に置き換えられる）、収集されている多数の被保険者の特定健診等データをレセプトデータと突合できない事態が生じていました。

被保険者の個人情報については、疑似乱数化された別の文字列（ハッシュ値）に置き換えて匿名化する処理が行われているため、同一の被保険者の個人情報で

<sup>1</sup> 特定健診等データ：特定健康診査及び特定保健指導の内容等に関する電子情報

<sup>2</sup> レセプトデータ：診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の内容等に関する電子情報



あっても、入力形式等が異なれば生成されるハッシュ値が異なることとなり、特定健診等データとレセプトデータを突合することは全くできない状況となっているというものです。

このように、業務に必要な機能・性能等についての検討が十分でなかったことなどから、開発したシステムの機能の一部が業務上の使用に耐えなかったり、入力形式や様式などが統一されておらず、システム上でもその対策がとられていなかったために、収集したデータを有効に活用することができなかつたりしている事態のほか、改修したソフトウェア（新ソフト）の利用を利用機関等の裁量に任せるとともに、新ソフトの利用状況及び不具合の発生状況を十分に把握しておらず、操作教育等の必要性についても十分認識していなかったことなどにより、新ソフトが有効に利用されていなかったという事例（平成22年度決算検査報告614ページ）も見られます。このため、システムの開発に当たっては、業務に必要な機能・性能、特に入力形式等については十分に注意して検討を行うとともに、システム完成後の不具合に対しても適切に対応していくことが重要です。

## ②交付金等で導入した設備の利用が低調となっていたもの

政府のIT戦略の一環として、ITの利活用により地方が抱える諸課題を解決し、地域情報化の推進、地域における公共サービスの向上や地域経済の活性化などを図るための事業を行う事業主体に対して、国が補助金または交付金を交付する事業が実施されていますが、一方で、事業の計画が適切でなかったり、関係者との調整が不十分のまま事業を実施したりするなどして、導入した設備や構築したシステム等の利用が低調となっている事例も見られます。

例えば、地域情報通信技術利活用推進交付金等による事業の実施状況について指摘した事例（平成23年度決算検査報告105ページ）では、21年度から23年度までの間に地域情報通信技術利活用推進交付金及び情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金の交付を受けて、市町村等の事業主体が情報通信端末を導入した

り、システムを構築したりした事業（交付金事業）のうち、92交付金事業において、**図表2**のとおり交付金事業の効果が十分発現していない事態が見受けられました（複数の態様に該当する事業があるため、それぞれの態様に係る事業数の合計は、交付金事業数と一致しない）。

**図表2 導入した設備や構築したシステムの利用状況**

導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用が低調なもの	65交付金事業
導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの一部が利用されていないもの	29交付金事業
導入した情報通信端末等の設備の一部が未設置等となっていて遊休しているもの	17交付金事業
導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用が全部又は一部休止しているもの	3交付金事業

そして、その発生原因は、これらの交付金事業の実施に当たり、利用者に対する意向確認などのニーズ調査の実施、事業目標の設定及び利用状況の把握、事後評価が適切に行われていなかったり、交付金事業が開始される前に実施された地域ICT利活用モデル構築事業によって得られた成果報告書等の参考情報があるにもかかわらず、交付金事業に十分に活用していなかったりしたなどのために、導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用が低調等となり、交付金事業の効果が十分発現していなかったとされています。

このように交付金等で導入した設備の利用が低調となっていた事例は、これまでも指摘されていることから、事業計画の策定時には、ICTを活用してどのように課題等を解決しようとするのかを十分に検討し、利用者の意向確認や関係者との調整を行った上で事業目標の設定などを行うことが重要です。

## (2) プロジェクト管理に問題

これまで、各府省等における情報システムの整備等には多額の国費が投じられていますが、発注者として必要なプロジェクト管理や、設計・開発工程における発注者に求められる役割が適切に行われなかったために、所期の目的が達成されなかった事例があります。

例えば、特許庁運営基盤システムの構築において所期の目的達成が困難となっていた事例（平成23年度決

算検査報告491ページ)では、出願人等の利便性の向上、世界最高レベルの迅速かつ確かな審査の実現、業務の抜本的見直し及びシステム経費の削減等の目的を達成するため、従来の特許庁システムを更新して、新たに特許庁運営基盤システムを構築することとしていました。しかし、基本設計の遅延等から実際の作業は2年以上の遅延が生じ、これに対する実効ある改善策を執ることができておらず、システムが完成して稼働する見通しが立たない状況となっていました。

そして、このような事態が生じていた原因として、特許庁及び契約相手方が本プロジェクトを適切に実施できなかったことに加え、特許庁において、本プロジェクトの開始以降の各段階で運営基盤システムを適期に完成させて稼働させるために発注者として必要なプロジェクト管理を十分に行っていなかったことなどを指摘しています。

また、国民経済計算システムの請負契約において所期の目的が達成されなかった事例(平成25年度決算検査報告71ページ)では、複雑かつ人的要素に依存するところの大きい国民経済計算推計業務について、問題を解消し、効率性・合理性の向上等を図るために、新しい情報システムとして国民経済計算システムを構築することとしていましたが、情報システムの構築に必要な、推計業務に関する複雑な計算処理等の基礎的な情報を受注者に適切に提供しなかったために、作業が中断して契約が履行途中で解除となり、所期の目的が達成されない状況となっていました。

こうした状況の中、政府におけるITガバナンス強化のため、情報システム調達やプロジェクト管理に関する政府共通のルールを定める「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)が策定され、27年4月1日から施行されました。この標準ガイドラインは、従前の「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」(平成18年3月31日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)や「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)などの各指針等を一つの体系に整理したものです。また、これに合わせて、標準ガイドラインの内容を解説した実務手

引書も作成されています。

各府省等における情報システムに係るプロジェクト管理の実施状況等については、26年度の特定検査(平成26年度決算検査報告935ページ)でも、一般競争契約における1者応札の割合が高くなっていたり、プロジェクト管理等において様々な課題が見受けられたりする状況となっていることが掲記されていることから、今後は、標準ガイドライン等に沿って、各府省等が適切に情報システムの整備及び管理に取り組んでいくことが望まれます。

### (3) セキュリティ対策が不適切

昨今、サイバー攻撃によるリスクが一層拡大・深刻化してきており、情報セキュリティの確保は極めて重要な課題となっています。こうした中、26年度決算検査報告では、情報システムにおけるソフトウェアのセキュリティホール対策についての指摘がなされました(平成26年度決算検査報告637ページ)。本事例は、インターネット上からの通信が可能なサーバ上で、サポート期間が終了しているソフトウェアを利用していたり、サポート期間の終了を管理者が把握するまでに長期間を要していたり、情報システムの構築又は更改の際の次期更改時期まで対策用ファイルの提供が継続されると見込まれるソフトウェアの選定や、後継のソフトウェアへの更新等に係る計画の策定を行っていないという事態が起こっていたことに対し、サポート期間が終了しているソフトウェアの更新等を実施するとともに、セキュリティポリシー等を改定することなどによりサポート期間が終了しているソフトウェアを利用しないよう改善させたものです。

サポート期間が終了しているソフトウェアを情報システムで利用している場合、不正侵入、コンピュータウイルスへの感染等、ひいては情報の改ざん・漏えい、システム停止等が発生するリスクが高まることとなります。そのような事態に陥らないよう、自らが取り扱う情報の管理に責任を持ち、適切に情報セキュリティ対策を講じることが重要です。

### 3 主に経済性の観点からの指摘

#### (1) システムの導入・維持・更新に問題

システムの導入・維持・更新において、機器の構成やソフトウェアの購入、システムの開発・改修、運用・管理などがより少ない費用で実現できたというような事例は、後述する「交付金等の過大交付」と並んで比較的多くの指摘がなされています。着目する対象によって、①ハードウェアの導入・維持・更新に関わるもの、②ソフトウェアのライセンス管理に関わるもの、③システムの開発・改修に関わるもの、④システムの維持に関わるものにそれぞれ分けることができます。

##### ①ハードウェアの導入・維持・更新に関わるもの

ハードウェアの導入・維持・更新に関わるものとしては、例えば、国家備蓄施設における業務システムの構築、運用及び保守に係る事例（平成25年度決算検査報告859ページ）などがあります。本事例では、石油備蓄基地の業務システムについて、複数の業務システムが独立して構築されており、それぞれの業務システムが予備系システムを持たない個別のネットワークを有する形態となっていて、通信機器等計40台が業務システムごとに敷設又は設置され、サーバについても計35台がアプリケーションソフトごとに設置されていました。しかし、中長期計画の立案の時点で全業務システムを同時期に予備系の保有、更新時期、費用対効果等を考慮した単一のネットワークで構築することなどとしていけば、同一建物の同一箇所に重複して敷設又は設置されるなどしている通信機器等、及び上記サーバのうち稼働の負荷が大きくなく、ハードウェアの性能要求が低いアプリケーションソフトごとに設置されるなどしているサーバについては、信頼性に影響を及ぼすことなく集約することが可能であり、集約に伴い必要となる費用を考慮しても、業務システムの構築に要する費用を相当額節減することができたと指摘されています。

さらに、本事例では、運用及び保守に係る契約において、保有している機器の具体的な規格や具体的な作業内容等の必要な情報が提供されず、構築業者以外の

業者には正確な業務量等を見積もることが困難なものとなっているなど、競争の利益を十分に享受できるようになっていなかったという事態も生じていました。

##### ②ソフトウェアのライセンス管理に関わるもの

ソフトウェアのライセンス管理に関わるものとしては、例えば、ソフトウェアのバージョンアップに関する事例（平成23年度決算検査報告480ページ）があります。この事例では、電子メールの送受信、電子掲示板の提供等の機能を有したソフトウェアであるグループウェア（ノーツ）のバージョンアップについて、実施の必要性や実施時期を十分に検討しないまま、バージョン6.5（v6.5）からバージョン7（v7）へのバージョンアップ業務を実施し、その翌年にバージョン8.5（v8.5）へ2回目のバージョンアップを行っていました。1回目のバージョンアップを実施したときには、最新のバージョンであるv8.5が販売されており、利用していたv6.5のメーカーサポートも継続されていたことから、v6.5のメーカーサポートの終了日が間近になってから、最新のv8.5に1回でバージョンアップを行っていれば、バージョンアップ業務を実施する費用を節減できたと指摘されています。

なお、本ソフトウェアについては、v6.5からv8.5へ1回でバージョンアップを行っていたところもありました。

##### ③システムの開発・改修に関わるもの

システムの開発・改修に関わるものとしては、例えば、派遣システムの開発における基本設計書の確認等が十分でなかった事例（平成19年度決算検査報告819ページ）があります。本事例では、開発途上国への専門家等の派遣手続を効率的に処理するための派遣システムの開発に当たり、必要な仕様が基本設計書に記載されているかの確認を十分に行っていなかったことなどから、基本設計書が求める仕様を満たしておらず、システムを改修しなければならなくなったり、利用者からの要望に対する改修の必要性や費用対効果の検討が必ずしも十分でないまま当初の仕様になかった機能を追加したりして、改修に伴う追加的な費用や新たな開発費用が多額に上っていたことを指摘しています。



#### ④システムの維持に関わるもの

システムの維持に関わるものとしては、例えば、システム監査に対応するための請負契約に係る契約額が割高となっていた事例（平成26年度決算検査報告588ページ）があります。本事例では、システム監査に対応するための請負契約に当たり、既に締結していた運用管理支援契約の業務内容を十分に考慮することなく監査対応の業務内容を定めたため、契約の必要のない業務を監査対応契約に含めていて、契約額が割高となっていました。

このように、システムの導入・維持・更新に当たっては、ITに関する専門的な知識が必要となることもあって、個々の必要性や費用対効果の検討が十分でないまま、機器が構成されたり、ソフトウェアの導入が行われたり、システムの開発や運用・管理が実施されたりしているほか、必要な情報が適切に提供されず、正確な業務量等を見積もることが困難なものとなっているなどして、費用が多額に上っている場合がありますので、十分に注意する必要があります。

## (2) 人件費の積算過大

システム開発や運用・管理に係る費用は、人件費の占める割合が大きいこともあって、「人件費の積算過大」を指摘することがよくあります。その内訳を見ると、①技術者単価等に問題があったものと、②積算と実績がかい離していたものに分けられます。

### ①技術者単価等に問題があったもの

システムの開発や運用・管理業務の契約に係る予定価格の積算に当たり、人件費を算出する技術者単価の根拠として、一般財団法人経済調査会の「月刊 積算資料」に掲載されたソフトウェア開発業務、システム運用・管理業務の技術者料金や、株式会社JECCがとりまとめている大手メーカー6社の技術者サービス料金などを参考にしている例が見られます。

「月刊 積算資料」では、ソフトウェア開発業務の技術者料金は、技術者の役割により、「プロジェクトマネージャ」、「システムエンジニア1」、「システムエ

ンジンニア2」、「プログラマ」に分けられ、それぞれの金額が公表されています。また、これらの技術者料金は、従業員数によって、「従業員数1,000人以上」、「従業員数500人以上1,000人未満」、「従業員数500人未満」に分けられ、さらに、「従業者数500人未満」については、都市（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）ごとの金額が公表されています。なお、25年までは「技術者数300人程度まで」の中小ベンダーの技術者料金のみが公表されていましたが、26年3月号からは従業員数の規模別に公表されるようになりました。

また、システム運用業務の技術者料金は、「システム運用技術者1」、「システム運用技術者2」に分けられ、システム管理業務の技術者料金は、「システム管理技術者1」、「システム管理技術者2」、「システム管理技術者3」に分けられて、それぞれ都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）ごとの金額が公表されています。

なお、「月刊 積算資料」の技術者料金には、直接人件費に加え、直接経費以外の「諸経費」が含まれていることに留意が必要です。

このように、技術者の役割や地域などで金額が異なっていたり、諸経費を含むか含まないかといったことがあることから、人件費の積算を行う場合には、何を根拠に単価を設定しているかに注意しないと、業務内容に応じた技術者料金を適用していなかったり、諸経費を別途計上したりして、積算過大になるということが生じます。

例えば、埠頭監視カメラシステムの定期保守点検業務の積算についての事例（平成20年度決算検査報告150ページ）では、監視カメラの定期保守点検には相当高度な技能が要求されるため一般的な労務単価は採用できないなどとして、大手メーカー6社の技術者サービス料金のシステムエンジニアの単価等を参考にすることで労務単価を算定し、定期保守点検業務の積算を行っていました。しかし、定期保守点検の業務の主な内容は、仕様書によると、カメラの分解点検及び清掃、電源ケーブル等の点検、カメラ等の取付金具類の点検、無線伝送装置の点検・清掃等であり、システムエンジニアのような高度な技能が要求される業務



とは異なるものでした。作業者名簿によれば、作業は電気工事士等により実施されており、仕様書における業務内容及び作業の実態からみて、予定価格の積算に用いている労務単価が割高になっていました。

また、健康保険業務システムの維持管理業務契約に関する事例（平成23年度決算検査報告762ページ）では、業務システムの維持管理業務契約の予定価格の積算に際し、システム開発に従事する技術者（技術者の有する能力等によりS、A、B及びCの4ランクに区分）のランク別月額単価をランク別工数の構成比率により加重平均して算出した技術者1人当たりの月額単価（開発単価）を基にして、維持管理業務に係る技術者1人当たりの月額単価（維持管理単価）を求めていました。しかし、システム開発時のランク別工数の構成比率は、高度な専門知識を有する上位ランク（S及びAランク）の技術者の比率が50%となっていたのに対し、実際の維持管理体制に基づいた技術者のランク別工数の構成比率は、月額単価がより低額である下位ランクの技術者の比率が高くなっており、システム開発時のように上位ランクの技術者が多い構成比率とはなっていませんでした。

このため、維持管理業務契約に係る予定価格の積算に当たっては、開発単価を参考として維持管理単価を算出しこの単価により積算するのではなく、技術者のランク別月額単価を仕様書の業務内容に応じた技術者のランク別工数の構成比率を反映させて積算する必要があると指摘しています。

さらに、計上の必要がない人件費に係る管理費等を計上していた事例として、情報システム関係業務の請負契約に係る契約額が割高となっていた事例（平成22年度決算検査報告55ページ）があります。本事例では、システムの運用支援業務及び保守管理業務に係る請負契約の予定価格の積算に当たり、市販の積算参考資料に掲載されているシステム運用業務等技術者の料金単価に基づき算出した人件費の合計額に、20%を乗じて算定した管理費を加算していました。しかし、積算参考資料の料金単価には、人件費に係る管理費に相当する諸経費が含まれており、予定価格の積算に当たって、人件費とは別に人件費に係る管理費を計上する必要はなかったというものです。加えて、障害発生時等に係

る業務の費用として、外注費の合計額に20%を乗じて算定していましたが、積算参考資料のシステム運用業務等技術者の業務内容には、障害の確認と連絡に係る業務が含まれていることから、人件費と別に障害対応費を計上する必要はなかったと指摘しています。

このように、システム開発やシステムの運用・管理業務に係る契約の予定価格の積算に当たっては、実際の業務の内容に応じて、どのような技術者が必要か、またどのランクの技術者が必要ななどをよく検討した上で、該当する技術者料金を適用するとともに、その料金が何に含まれているのか、例えば諸経費が含まれているのかなどにも十分に注意して算定することが重要です。

## ②積算と実績がかい離していたもの

人件費の積算に当たっては、業務の実態を把握しないまま積算するなどして、積算と実績がかい離していた例も見られます。

例えば、IC旅券用書込機の保守契約の事例（平成23年度決算検査報告141ページ）では、都道府県の旅券事務所、在外公館等に配備したIC旅券用書込機（書込機）に係る保守契約の契約金額を、保守業務の実績に関係なく、国内用書込機及び在外公館用書込機の価格にそれぞれ一定の率及び台数を乗ずるなどして算出し、業者に支払っていました。しかし、保守業務の実績が極めて少なかったため、保守業務に実際に要する費用が契約金額を大幅に下回る額となっていました。

同様に、情報管理システムの運用支援業務及び保守業務に係る請負契約の事例（平成23年度決算検査報告474ページ）では、予定価格の積算に当たり、業務の各項目に必要な経費を算出し、これらを合算して積算していましたが、各項目に係る経費のうち、システム運用技術者が常駐している時間以外に業務を行った場合に必要となる経費（運用支援業務管理経費）及びシステム運用担当の職員が通常運用している時間以外にシステムエンジニアが障害復旧等の業務を行った場合に必要となる経費（保守の請負業務管理経費）については、業務の実態を把握しないまま、それぞれ人件費等の合計額に一定の率を乗じて積算していました。こ

のため、これらの額を、実際に業務を行った技術者の月額単価を基に業務に従事した時間に換算すると、その時間は、実際に常駐時間以外に業務を行っていた時間や通常運用時間以外に障害復旧等の業務を行っていた時間と大きくかい離しており、業務の実態を反映した積算とはなっていないと指摘しています。

このように、人件費の積算に当たっては、実績と大きくかい離することのないよう、業務の実態を十分に把握して、実態を反映した積算とすることが重要です。

## 4 主に合规性・正確性の観点からの指摘

### (1) 交付金等の過大交付

補助事業や交付金事業により、システムを整備したり、運用したりすることは、毎年、各所で行われていますが、対象となる経費の範囲についての確認が十分でなかったり、導入する機器等に関する検討が十分でなかったりしたことなどにより、交付金等の交付が過大となっていて指摘した事例が比較的多く見られます。この中には、①対象外の経費を計上していたものや、②目的達成に不必要な機器等を導入していたものなどがあります。

#### ①対象外の経費を計上していたもの

交付の対象とならない経費を計上していたものとしては、例えば、交付対象外の機器等の費用に係る交付金の交付が過大となっていた事例（平成26年度決算検査報告568ページ）があります。本事例では、公害健康被害補償給付支給事務費交付金の交付を受けて実施した事業の対象事業費の算定に当たり、システム全体が、公害補償システム、食品衛生システム、環境衛生システム等から成り、パーソナルコンピュータ22台、プリンタ8台及びサーバ3台で構成されていたため、交付の対象となる公害補償システムの運用のために使用している使用割合を90%として、各年度のシステム機器等のリース料に0.9を乗ずるなどして実支出額を算定していました。しかし、実際には、公害補償システムの運用のために使用している機器等は、パーソ

ナルコンピュータ22台のうち6台、プリンタ8台のうち1台、サーバ3台のうち2台（1台は他のシステムと共同で使用）等となっており、これを基にシステム機器等の全体に占める使用割合を算出すると40.2%となっており、実支出額の算定に用いた使用割合を大幅に下回っていました。

このように、交付金等事業と他の事業との経費の按分が十分でなかったりするほか、システムの整備に当たって補助の対象とならない保守等に係る経費を含めていたり（平成19年度決算検査報告96ページ）、システム改修において対象事業の実施とは関係のない機能の追加に要した経費を含めていたり（平成23年度決算検査報告375ページ）、事業期間を超えてソフトウェアのライセンスを購入していた（平成24年度決算検査報告76ページ）などの事例がありますので、交付金等事業の経費の算定に当たっては、対象とならない経費が含まれていないかを十分に確認する必要があります。

#### ②目的達成に不必要な機器等を導入していたもの

目的達成に必要な機器等を導入していたものとしては、例えば、地域情報通信基盤整備推進交付金等の交付対象事業費が過大に精算された事例（平成24年度決算検査報告75ページ）があります。本事例では、行政情報の町内全域への公平な提供等を行うために、地域情報通信基盤整備推進交付金等の事業により、ケーブルテレビによる自主放送、インターネットサービス等に必要となる高速ブロードバンド環境を整備していました。このうち、ケーブルテレビによる自主放送については、議会を中継する際にテロップで議員名等をテレビ画面に表示するための「野球ソフト」という商品名のソフトウェア、及び野球ソフトとテロップをテレビ画面に表示するシステムを制御するためのソフトウェアを購入していましたが、野球ソフトは、野球のスコア等をテロップでテレビ画面に表示するためだけに使用できる野球中継専用のソフトウェアであって、議会中継には使用できなかったため、これらのソフトウェアの購入等の経費が交付の対象とはならなかったというものです。

このように交付金等事業の実施に役に立たないものや、目的達成には過剰となる機能・仕様を有する機器等を購入していた事例（例えば、平成24年度決算検査報告75ページ）が見られますので、交付金事業で整備する機器やソフトウェア等については事前に十分調査するとともに、事業の実施に適した機器等を導入することが重要です。

## (2) 不適切な経理

不適切な経理としては、虚偽の検査調書が作成されていたり、契約前に履行されていたり、システムの運用に問題があったために処理が不適切となっていた事例があります。

例えば、通信・放送新規事業助成事業における助成対象事業費の精算が過大となっていた事例（平成19年度決算検査報告792ページ）では、農産物流通におけるインターネットを利用した電子商取引システムを構築する事業に対して、事業主体に通信・放送新規事業助成金の交付が行われていましたが、事業主体は、試作開発費としての外注費を減額して支払っていたり、コンサルティング経費として要したとしていた法律事務所による法律上の助言等に係る経費を実際には支払っていなかったり、手続諸経費として要したとしていた特許出願及び商標登録の申請に係る経費について、実際には一部の商標登録の申請のみを行っていたりして、実績報告書に記載の事業費より低額で本件事業を実施しており、助成対象事業費が過大に精算されていました。

また、病院情報システムの整備に係る会計経理が不適正となっていた事例（平成26年度決算検査報告753ページ）では、病院情報システムの整備に当たり、予算実施計画の示達を受ける前に、同システムの購入契約及び保守契約の発注を行い、物品の大半を納入させるとともに、納入を受けた機器等の内容、同システムの保守の開始、契約代金の支払方法等を確認する書面を交付するなどして、会計規程に違反した不適正な会計経理を行っていたことを指摘しています。

さらに、システムの運用に問題があったものとして、

賃貸住宅団地の追加設備等についての事例（平成25年度決算検査報告890ページ）があります。

賃貸住宅団地において追加設備等を取得したときの減価償却の処理については、会計規程等では、当該賃貸住宅団地の既存建物の残存耐用年数を適用して減価償却を行うこととなっていたものの、経理システム等に追加設備等に係る情報を入力するに当たって、追加設備等を取得した賃貸住宅団地に同一の分類コードの既設の設備等がなかったり、分類コードを誤って入力したりしたため、既存の設備等の帳簿価額に追加設備等の取得価額が加算されておらず、これらの追加設備等については、耐用年数70年が適用されて減価償却が行われていました。追加設備等について、既存建物の残存耐用年数を適用せずに減価償却を行っていたため、貸借対照表において、減価償却累計額が過小に計上され、また、帳簿価額が過大に計上されていたというものです。

これに対しては、減価償却累計額及び帳簿価額を修正して、財務諸表に反映させるとともに、経理システム等の改修を行って、会計処理において、追加設備等と同一の分類コードがない場合でも当該賃貸住宅団地の残存耐用年数を超える減価償却期間を適用できないようにするなどの処置が講じられています。

このように、虚偽の実績報告書に基づいて助成金を支出していたり、契約締結前にシステム購入等の発注や業務を開始していたり、システムの運用に問題があったために不適切な処理が行われている場合がありますので、会計規程等のルールを遵守することはもちろん、システムを過信することなく、システムの機能や仕様を正確に把握して対応を検討することが重要です。

## おわりに

以上、19年度から26年度までのIT関連の会計検査の報告事例について、主な指摘の内容を類型化し、そのおよその傾向を見てきました。

IT関連の事業を実施する際には、本稿で示したような事態に陥ることのないよう留意して、国民生活の安全・安心・豊かさの実現や産業振興の推進、効率的な行政運営などに貢献していくことを期待します。